

「海業ビジネスモデルづくり支援業務」

業務仕様書

令和 8 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が委託する「海業ビジネスモデルづくり支援業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するため、県が委託契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の目的や成果等を明らかにし、その達成に向けた本業務の実施手法や実施体制等の企画提案を企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）に求めるものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題となっている。こうした中、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業(うみぎょう)」（※）の振興により、交流人口の拡大と地域の所得向上を図ることが必要となっている。

本県においても、それぞれの漁村の地域資源を活かした海業の取組を推進するため、漁業者等が取り組みやすく、かつ所得向上につながるよう、SNS等のデジタルを活用した体験ツアーなど様々な取組を社会実装し、早期に、本県の海業ビジネスモデルを構築することで、県内沿岸各地で海業を広く普及させることを目的とするもの。

（※）海業とは…海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

(2) 業務の名称

海業ビジネスモデルづくり支援業務

(3) 業務実施地区

県内において、海業に係る取組計画を策定している地区を想定しており、実施地区数は2とする。

【想定地区】計画推進型 洋野町種市地区

計画発展型 釜石市箱崎地区

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

(5) 委託料の上限額

7,029,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、参加者から徴収するツアー参加料等の参加費用は上記に含まない。

2 本業務の内容

（企画提案用付記）

企画提案にあたっては、**事業実施の際に連携を想定する漁業者や事業者等へ十分なヒアリング**を行い、地区の特性や課題を鑑み企画提案を行ってください。

(1) 計画準備及び現地調査

ア 計画準備

業務を行うにあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、担当職員に提出すること。

イ 現地調査

海業に係る地区の基本計画等に沿って、専門家を交え、現地踏査、事業者、漁業者や漁協へヒアリング等を行い、地区の特性や課題を把握する。

(2) 実証実験の企画立案・調整・取りまとめ

ア 現地体験先との打ち合わせ等事前調整

イ 漁業体験等プログラムの造成

ウ 参加者アンケートの実施

- ・ ツアー開催後、参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。
- ・ アンケートの内容等については、事前に県と協議すること。

エ ツアーレポートの作成

- ・ ツアー終了後に、参加者の感想、意見を交えたツアーレポートを作成すること。
- ・ 出発、解散時や訪問先等、ツアー催行中の写真を撮影し、参加者人数等の情報と合わせて、撮影した写真等の画像デジタルデータを県に提出すること。なお、写真等は県ウェブサイト、広報等で使用する可能性があるため、必要に応じ、そのことについて予め参加者に理解を得ておくこと。
- ・ 記録写真及びツアーレポートは、ツアーの終了後、1か月以内を目途に県に提出すること。

オ ツアー参加者の安全確保

- ・ 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、漁業・漁村体験の内容や宿泊場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ 体験や活動を行う際には、安全対策を講じること。
- ・ 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー調査を行い、対応すること。

(3) 実証試験（種市地区）

立案した企画について、次の実証試験を実施・運営する。

ア テーマ及び実証試験概要

ウニ等を活用した体験プログラム

令和8年8月から12月までを目途に、1回、1泊2日程度。

実証試験の具体的な内容及び実施時期については、県及び関係者と協議の上決定する。

イ 参加者及び集合場所

本県の漁業体験に興味や関心がある県内陸部及び県外在住者10名程度。

集合場所は、県内主要駅等とする。

併せて、ツアー開催地区への移動について、自走化を見据えつつ、参加者を十分集められる提案をすること。

ウ 漁業体験等ツアーの運営・実施における特記事項

- ・ 参加者の募集、申込み受付は受託者が行う。
- ・ 参加者の募集は、ツアーの1か月前を目途に実施。参加者は、県に協議の上、決定すること。
- ・ 参加者の募集は、チラシの作成による募集や、ウェブサイト等（SNS等）を活用し、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。
- ・ チラシ、ウェブサイトによるPRの際には、岩手県委託事業であることがわかるように表記すること。

エ 参加者から徴収するツアー参加料

- ・ 参加者から徴収するツアー参加料※は、県に協議の上、決定すること。
- ・ 集合場所までの旅費は参加者の負担とする。

※ 集合場所からの交通費、旅行保険料、体験施設利用・見学科は委託費に含む。左記以外の費用は原則、参加者負担とする。ツアー参加料は受託者が収入し、事業に充当すること。

(4) 実証試験（箱崎地区）

立案した企画について、次の実証試験を実施・運営する。

ア テーマ及び実証試験概要

インバウンド需要を見据えた漁業体験プログラム。

令和8年秋頃を目途に、1回、1日程度とする。

実証試験の具体的な内容及び実施時期については、県及び関係者と協議の上決定する。なお、当該地区におけるインバウンドの受入機会に合わせて実施することとしてよい。

イ 参加者及び集合場所

インバウンド10名程度以上

参加者の属性や構成については、実施内容に応じて柔軟に設定すること。

ウ 漁業体験等ツアーの運営・実施における特記事項

- ・ 参加者の募集、申込み受付は受託者が行う。
- ・ インバウンド向け体験や食事の際に活用できるコミュニケーションツール等を作成すること。ツアー前に作成し、実証実験において使用、磨き上げをすること。また、作成にあたりネイティブチェックを行うこと。
- ・ インバウンド向け水産物の消費増進に向けた調査を実施すること。ツアーを通じて、近隣で水揚げされる水産物を中心に、どのような嗜好があるか調査すること。
- ・ ツアーでは、令和7年度海業ビジネスモデルづくり支援業務における箱崎地区でのコンテンツ（漁船乗船漁業体験など）を含むこと。

※ コミュニケーションツール等や消費増進に向けた調査結果については、岩手県沿岸地域において幅広く活用できる内容として取りまとめること。

エ 参加者から徴収するツアー参加料

- ・ 参加者から徴収するツアー参加料は、県に協議の上、決定すること。
- ・ 集合場所からの交通費、旅行保険料、体験施設利用・見学科は委託費に含む。左記以外の費用は原則、参加者負担とする。

(5) 結果検証

実証試験の結果から確認された課題等を踏まえ、課題への対策、追加すべき項目、効果的な広告方法、適正な価格及び効率的な運営事務等について整理するもの。

(6) 現地への企画提案

ア 計画推進型（洋野町種市地区）

実証試験の結果も踏まえた企画案について、県及び業務実施地区に提案し、了解を得たうえで最終的な企画とすること。

イ 計画発展型（釜石市箱崎地区）

令和9年度以降、現地の海業取組主体による自走可能な取組とするため、収益性を向上することとし、課題に対する検証と実証試験の結果も踏まえた企画案について、地域の特性に応じた自走可能な取組として県及び業務実施地区に提案し、了解を得たうえで最終的な企画とする

こと。

3 本業務の報告

(1) 履行報告

受託者は、毎月1回、翌月7日までに作成し、担当職員に提出すること。

(2) 成果物等

受託者は、下記の成果物等を契約期間内に県に提出すること。なお、成果物等の納品については、書面及び電子データ(Microsoft Word等)で提出すること。

成果物等	提出部数
議事録（県との打合せも含む） ※ 電子データのみ。議事終了後1週間以内に提出すること	-
インバウンド向け体験や食事の際に活用できるコミュニケーションツール等	1
実績報告書 内容は次のとおり ・ 業務実施状況 ・ 業務実施に要した経費 ・ ツアーレポート(参加者の感想意見等) ・ アンケート調査結果 ・ 参加者のSNS等での情報発信内容 ・ ツアーの課題、改善点等 その他県が必要と認めた事項	1
経費支出内訳書	1
実施状況記録写真・動画、その他業務に関連する資料	1

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、「4(1) 再委託等の制限 イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に本店又は主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、「4(1) 再委託等の制限 イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要

な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩、転写又は譲渡してはならない。契約終了後も同様である。

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の成果物及び資料等については、今後、県が自由に使用出来るようにしたいと考えていますので留意願います。

5 その他

本業務仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し、対処方針については県と協議の上、決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は発注者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、岩手県から文書等の引き渡しを受けた場合は、岩手県に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。岩手県は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受注者は、岩手県が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あら

かじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受注者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがなにか確認すること。
- (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
- (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
- (4) 第1号及び第2号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第3号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受注者は、第1項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化处理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

※ 受注者は、第1項の個人情報等についてインターネット上で提供されるクラウドサービス等を活用して取得又は保存等を行う場合、当該サービスのセキュリティ対策等の信頼性が十分であることを評価した上で選定し、利用方法をあらかじめ岩手県に届け出なければならない。その利用を変更しようとするときも、同様とする。

※ 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

※ 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(再委託の承諾)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 10 受注者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第 11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。